

令和 8 年 9 月

伊那市議会定例会議案書

(関係資料)

令和 8 年 8 月 2 8 日

令和 8 年 9 月伊那市議会定例会議案目次

議案第 1 号	農業委員会委員の任命について……………	4
議案第 2 号	伊那市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例……………	6
議案第 2 号関係資料	伊那市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正の概要について……………	18
議案第 3 号	伊那市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例……………	20
議案第 4 号	伊那市体育施設条例の一部を改正する条例……………	23
議案第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	28
議案第 6 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	31
議案第 7 号	令和 7 年度伊那市一般会計歳入歳出決算認定について……………	33
議案第 8 号	令和 7 年度伊那市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について……………	34
議案第 9 号	令和 7 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算認定について……………	35
議案第 10 号	令和 7 年度伊那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について……………	36
議案第 11 号	令和 7 年度伊那市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について……………	37
議案第 12 号	令和 7 年度伊那市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	38
議案第 13 号	令和 7 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	39
議案第 14 号	令和 7 年度伊那市藤沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	40
議案第 15 号	令和 7 年度伊那市北原財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	41
議案第 16 号	令和 7 年度伊那市長藤財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	42
議案第 17 号	令和 7 年度伊那市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について……………	43
議案第 18 号	令和 7 年度伊那市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について……………	44

議案第19号	令和7年度伊那市自動車運送事業会計決算認定について……………45
議案第20号	令和8年度伊那市一般会計第2回補正予算について……………46
議案第21号	令和8年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第1回補正予算について……………47
議案第22号	令和8年度伊那市介護保険特別会計第1回補正予算について……………48
議案第23号	令和8年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第2回補正予算について……………49

議案第 1 号

農業委員会委員の任命について

別紙の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

伊那市長 吉 田 浩 之

（提案理由）

農業委員会委員が令和 8 年 5 月 5 日に死去したことに伴い、別紙の者を農業委員会委員に任命したいので、提案するものであります。なお、委員の任期は、令和 10 年 3 月 31 日（前任委員の任期満了日）までであります。

(議案第 1 号別紙)

氏 名	生 年 月 日	住 所	区 分 等
池 上 謙	昭 和 2 5 年 9 月 1 日	長野県伊那市長谷非持 2 5 7 0 番地 1	地区推薦（長谷）

議案第 2 号

伊那市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

伊那市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

伊那市長 吉 田 浩 之

(提案理由)

行政手続のオンライン化を促進するため、提案するものであります。

(議案第2号別紙)

伊那市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

伊那市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年伊那市条例第43号）の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
伊那市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例	伊那市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例
(目的) 第1条 この条例は、<u>市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</u>	(目的) 第1条 この条例は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。</u>

旧	新
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程、<u>地方公営企業法</u>（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程<u>及びその他の規程</u>を含む。以下同じ。）をいう。 (2) 略 (3) <u>書面等</u> 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。 (4) 略 (5) 略 (6) <u>申請等</u> 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 条例等 条例及び規則（<u>議長の定める規程</u>、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程<u>及び地方公営企業法</u>（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）<u>並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により市が処理することとされた事務について規定する長野県の条例及び規則</u>をいう。 (2) 略 (3) <u>民間事業者</u> <u>個人又は法人その他の団体であって、事業を行うもの（行政機関等（法第3条第2号に規定する行政機関等をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。</u> (4) <u>書面等</u> 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形<u>その他の</u>人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。 (5) 略 (6) 略 (7) <u>申請等</u> 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。<u>この場合において、</u><u>経由機関（条例等の規定に基づき他の行政機関等又は民間</u>

旧	新
(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。 (8) 略 (9) 略 (10) 略	<u>事業者を経由して行われる申請等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける市の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。</u> (8) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。<u>この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行う処分通知等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う市の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。</u> (9) 略 (10) 略 (11) 略 <u>（基本原則）</u>

旧	新
	<u>第3条 市における情報通信技術を活用した行政の推進は、法第2条の規定の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。</u> <u>(1) 手続等並びにこれに関連する市の機関等の事務及び民間事業者の業務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務及び業務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること。</u> <u>(2) 民間事業者その他の者から市の機関等に提供された情報については、市の機関等及び行政機関等が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報の提供を要しないものとする。</u> <u>(3) 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手続等（これらの手続等に関連して民間事業者に対して行われ、又は民間事業者が行う通知を含む。以下この号において同じ。）について、市の機関等及び民間事業者が相互に連携することにより、情報通信技術を利用して当該手続等を一括して行うことができるようにすること。</u>
(電子情報処理組織による申請等)	(電子情報処理組織による申請等)

旧	新
<u>第3条</u> <u>市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と<u>申請等をする者</u>の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用<u>して行わせる</u>ことができる。 2 前項の<u>規定</u>により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。 3 第1項の<u>規定</u>により行われた申請等は、<u>同項の市の機関等</u>の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。 4 <u>第1項の場合において、市の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をするもの</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって<u>当該署名等に代えさせる</u>ことができる。	<u>第4条</u> 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と<u>その手続等の相手方</u>の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。<u>以下同じ。</u>）を使用<u>する方法により行う</u>ことができる。 2 前項の<u>電子情報処理組織を使用する方法</u>により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する<u>方法</u>により行われたものとみなして、<u>当該条例等その他の</u>当該申請等に関する条例等の規定を適用する。 3 第1項の<u>電子情報処理組織を使用する方法</u>により行われた申請等は、<u>当該申請等を受ける</u>市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。 4 <u>申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、<u>電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の</u>氏名又は名称を明らかにする措

旧	新
	置であって規則で定めるものをもって代えることができる。 <u>5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において使用料又は手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料又は手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。</u> <u>6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</u>
（電子情報処理組織による処分通知等） <u>第4条</u> 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしてい	（電子情報処理組織による処分通知等） <u>第5条</u> 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規

旧	新
<u>るものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。</u> 2 前項の<u>規定</u>により行われた処分通知等については、当該処分通知等<u>を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。</u> 3 第1項の<u>規定</u>により行われた処分通知等は、<u>同項の</u>処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。 4 <u>第1項の場合において、市の機関等は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をする事としてしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</u>	<u>定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。</u> 2 前項の<u>電子情報処理組織を使用する方法</u>により行われた処分通知等については、当該処分通知等<u>に関する他の</u>条例等の規定に規定する<u>方法</u>により行われたものとみなして、<u>当該条例等その他の</u>当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。 3 第1項の<u>電子情報処理組織を使用する方法</u>により行われた処分通知等は、<u>当該</u>処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。 4 <u>処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をする事が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。</u> 5 <u>処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法に</u>

旧	新
	<u>より行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。</u>
（電磁的記録による縦覧等） <u>第5条</u> 市の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定に<u>より</u>書面等により行うことと<u>しているもの</u>（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、<u>書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。</u> 2 前項の<u>規定</u>により行われた縦覧等については、当該縦覧等<u>を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する</u>条例等の規定に<u>規定する</u>書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。	（電磁的記録による縦覧等） <u>第6条</u> 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うこと<u>が規定されているもの</u>（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類<u>により行うことができる。</u> 2 前項の<u>電磁的記録に記録されている事項又は書類</u>により行われた縦覧等については、当該縦覧等<u>に関する他の</u>条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、<u>当該条例等その他の</u>当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。
（電磁的記録による作成等）	（電磁的記録による作成等）

旧	新
<u>第6条</u> 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、<u>書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。</u> 2 前項の<u>規定</u>により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。 3 <u>第1項の場合において、市の機関等は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</u>	<u>第7条</u> 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。 2 前項の<u>電磁的記録</u>により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、<u>当該条例等その他の</u>当該作成等に関する条例等の規定を適用する。 3 <u>作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。</u>
<u>(手続等に係る情報システムの整備等)</u> <u>第7条</u> 市は、市の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、<u>情報システムの整備その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> 2 市は、<u>前項の措置を講じるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めるものとする。</u> 3 市は、市の機関等に係る手続等における情報通信の技術の	<u>(適用除外)</u> <u>第8条</u> 次に掲げる手続等については、第4条から前条までの規定は、適用しない。 (1) <u>手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行</u>

旧	新
<u>利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めるものとする。</u>	<u>うことが適当でないものとして規則で定めるもの</u> <u>(2) 手続等のうち、当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）</u> <u>（添付書面の省略）</u> <u>第9条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。</u>
<u>（手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表）</u> <u>第8条 市長は、市の機関等が電子情報処理組織を使用して行</u>	<u>（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）</u> <u>第10条 市長は、少なくとも毎年度1回、電子情報処理組織を</u>

旧	新
<u>わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、少なくとも毎年度1回、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</u>	<u>使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</u>
(委任) 第9条 略	(委任) 第11条 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊那市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条及び第5条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等（新条例第2条第7号に規定する申請等をいう。）又は処分通知等（新条例第2条第8号に規定する処分通知等をいう。）について適用し、同日前に行われた電子情報処理組織による申請等（この条例による改正前の伊那市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第6号に規定する申請等をいう。）又は処分通知等（旧条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。）については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等については、新条例第6条又は第7条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。

議案第 2 号関係資料

伊那市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正の概要について

1 伊那市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の趣旨

本条例は、他の条例等において書面等で行うこととされている各種手続（申請、処分通知、縦覧、記録の作成等）について、個別の条例等を改正することなく、オンライン化・電子化を可能とするもの

なお、本条例は、オンライン化等を行うために必要な根拠を定めたものであり、実際にどの手続についてオンライン化等を可能とするかは、手続の内容や規模等を考慮して、個別に検討していくこととなる。

2 改正目的

「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）」に沿った内容に改正し、手続のオンライン化等を促進することで、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図る。

3 改正概要

	改正内容	該当条文
条例名称の変更	法律に合わせ、「伊那市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に改正	
適用範囲の拡大	民間事業者との連携による申請等（例：引越しワンストップサービス等）を想定し、他事業者等を経由して行われる申請等にも対応できるように改正	第 3 条
行政手続オンライン化の対象拡大	条例等で書面以外の方法による手続が規定されている申請等（例：本人確認等）についてもオンラインで行えるように改正	第 4 条第 1 項 第 5 条第 1 項
署名等代替規定	条例等で署名、押印等が必要とされている手続をオンライン化する場合に、マイナンバーカードの署名用電子証明書等で署名等の代替とすることができるよう改正	第 4 条第 4 項 第 5 条第 4 項

手数料等のオンライン納付規定	条例等で手数料等の納付方法（例：納入通知書等）が定められている場合に、電子決済で納付できるように改正	第４条第５項
部分オンライン規定	対面や原本確認が必要な部分は書面・対面等により、その他の部分はオンラインにより手続を行えるように改正	第４条第６項 第５条第５項
添付書類の省略	必要な情報をマイナンバーカードやシステム連携（例：「法人ベース・レジストリ」による登記事項情報の取得等）により入手又は参照できる場合は添付書類を省略できるように改正	第９条
その他	その他細かな文言等、法律に沿った内容に改正	

議案第 3 号

伊那市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

伊那市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

伊那市長 吉 田 浩 之

（提案理由）

地方公共団体、医療機関等をつなぐ情報連携システムによる医療費助成を実施すること等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

(議案第 3 号別紙)

伊那市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

伊那市福祉医療費給付金条例（平成 1 8 年伊那市条例第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(受給者証の提示) 第 8 条 支給対象者は、療養の給付等を受けようとするときは、その都度、電子資格確認等により各種医療保険の被保険者等であることの確認を受けるとともに受給者証を保険医療機関等又は協力医療機関等に提示しなければならない。	(受給者証の提示) 第 8 条 支給対象者は、療養の給付等を受けようとするときは、その都度、電子資格確認等により各種医療保険の被保険者等であることの確認を受けるとともに受給者証を保険医療機関等又は協力医療機関等に提示しなければならない。<u>ただし、受給資格者が受給者証に代えて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードを用い、保険医療機関等又は協力医療機関等が資格確認端末により資格情報を取得し、及び閲覧することができる場合は、この限りでない。</u>
(支給申請) 第 9 条 略	(支給申請) 第 9 条 略

旧	新
2～3 略 4 前2項の規定にかかわらず、支給対象者のうち、出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが前条の規定により、保険医療機関等で療養の給付等を受けた場合には、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき国保連又は<u>社会保険診療報酬支払基金</u>から市長に当該療養の給付等に係る費用額その他給付金の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、支給対象者から市長に給付金の支給申請があったものとみなす。 5～6 略	2～3 略 4 前2項の規定にかかわらず、支給対象者のうち、出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが前条の規定により、保険医療機関等で療養の給付等を受けた場合には、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき国保連又は<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>から市長に当該療養の給付等に係る費用額その他給付金の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、支給対象者から市長に給付金の支給申請があったものとみなす。 5～6 略

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、規則で定める日から施行する。

議案第 4 号

伊那市体育施設条例の一部を改正する条例

伊那市体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

伊那市長 吉 田 浩 之

（提案理由）

新規体育施設（美原スポーツセンター）を設置するため、提案するものであります。

(議案第4号別紙)

伊那市体育施設条例の一部を改正する条例

伊那市体育施設条例（平成18年伊那市条例第193号）の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																				
(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 屋内運動場 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>伊那公園屋内運動場</td><td>伊那市中央5488番地 1</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr><tr><td>高遠町屋内運動場</td><td>伊那市高遠町長藤1770番地 1</td></tr><tr><td>ほりでいドーム</td><td>伊那市高遠町勝間176番地 1</td></tr></table> (8)～(9) 略	名称	位置	伊那公園屋内運動場	伊那市中央5488番地 1			高遠町屋内運動場	伊那市高遠町長藤1770番地 1	ほりでいドーム	伊那市高遠町勝間176番地 1	(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 屋内運動場 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>伊那公園屋内運動場</td><td>伊那市中央5488番地 1</td></tr><tr><td><u>美原スポーツセンター</u></td><td><u>伊那市美原7867番地 3</u></td></tr><tr><td>高遠町屋内運動場</td><td>伊那市高遠町長藤1770番地 1</td></tr><tr><td>ほりでいドーム</td><td>伊那市高遠町勝間176番地 1</td></tr></table> (8)～(9) 略	名称	位置	伊那公園屋内運動場	伊那市中央5488番地 1	<u>美原スポーツセンター</u>	<u>伊那市美原7867番地 3</u>	高遠町屋内運動場	伊那市高遠町長藤1770番地 1	ほりでいドーム	伊那市高遠町勝間176番地 1
名称	位置																				
伊那公園屋内運動場	伊那市中央5488番地 1																				
高遠町屋内運動場	伊那市高遠町長藤1770番地 1																				
ほりでいドーム	伊那市高遠町勝間176番地 1																				
名称	位置																				
伊那公園屋内運動場	伊那市中央5488番地 1																				
<u>美原スポーツセンター</u>	<u>伊那市美原7867番地 3</u>																				
高遠町屋内運動場	伊那市高遠町長藤1770番地 1																				
ほりでいドーム	伊那市高遠町勝間176番地 1																				
別表第1（第5条関係） <table><tr><th>名称</th><th>開場期間</th><th>開場時間</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	名称	開場期間	開場時間	略			別表第1（第5条関係） <table><tr><th>名称</th><th>開場期間</th><th>開場時間</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	名称	開場期間	開場時間	略										
名称	開場期間	開場時間																			
略																					
名称	開場期間	開場時間																			
略																					

旧			新																	
伊那公園屋内運動場	1月4日から12月28日まで	休日及び日曜日 午前8時30分から 午後5時まで	伊那公園屋内運動場	1月4日から12月28日まで	休日及び日曜日 午前8時30分から 午後5時まで															
		上記以外の日 午前8時30分から 午後9時まで			上記以外の日 午前8時30分から 午後9時まで															
			美原スポーツセンター	1月4日から12月28日まで	午前8時30分から 午後9時まで															
略			略																	
別表第2（第8条関係） 1～21 略 22 伊那公園屋内運動場 略			別表第2（第8条関係） 1～21 略 22 伊那公園屋内運動場 略 23 美原スポーツセンター （1）運動場																	
			<table><tr><th colspan="3">区分</th><th>利用料金</th></tr><tr><td rowspan="4">専用使用</td><td>一般</td><td>1時間につき</td><td>1,500円</td></tr><tr><td rowspan="3">営利を目的とする 場合</td><td>午前8時30分から 正午まで</td><td>17,000円</td></tr><tr><td>正午から午後5時 まで</td><td>24,000円</td></tr><tr><td>午後5時から午後</td><td>20,000円</td></tr></table>			区分			利用料金	専用使用	一般	1時間につき	1,500円	営利を目的とする 場合	午前8時30分から 正午まで	17,000円	正午から午後5時 まで	24,000円	午後5時から午後	20,000円
区分			利用料金																	
専用使用	一般	1時間につき	1,500円																	
	営利を目的とする 場合	午前8時30分から 正午まで	17,000円																	
		正午から午後5時 まで	24,000円																	
		午後5時から午後	20,000円																	

旧	新			
			9 時まで	
			午前 8 時 30 分から 午後 5 時まで	36,000 円
			正午から午後 9 時 まで	39,000 円
			午前 8 時 30 分から 午後 9 時まで	56,000 円
			(2) 附属施設	
			区分	利用料金
	会議室	1 室 1 時間につき		300 円
	(3) 設備用器具			
			区分	利用料金
	照明施設	1 時間につき		300 円
	放送器具	1 式		1,500 円
	フットサルゴール	1 組につき		1,000 円
	ベース板	1 組につき		300 円
	ティーバッティン グネット	1 基につき		300 円
	スピードガン	1 台		1,000 円
	冷房又は暖房設備			市長が別に定 める額
備考				
1 運動場の一部を専用使用する場合において、その使用面積が運動場面積の 2 分の 1 以下のときの利用料金は、全部				

旧	新
	<u>を使用する場合の当該利用料金にそれぞれ2分の1を乗じて得た額とする。</u> <u>2 使用時間に1時間未満の端数のあるときは、1時間に切り上げるものとする。</u>
<u>23</u> 高遠町屋内運動場 略	<u>24</u> 高遠町屋内運動場 略
<u>24</u> ほりでいドーム 略	<u>25</u> ほりでいドーム 略
<u>25</u> 伊那市民プール 略	<u>26</u> 伊那市民プール 略
<u>26</u> 高遠スポーツ公園プール 略	<u>27</u> 高遠スポーツ公園プール 略
<u>27</u> 高遠グリーンパーク 略	<u>28</u> 高遠グリーンパーク 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

人権擁護委員候補者の推薦について

別紙の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

伊那市長 吉 田 浩 之

（提案理由）

丸山勝治委員及び西村貢一委員が令和 8 年 12 月 31 日をもって任期満了になることに伴い、別紙の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は 3 年であります。

(議案第5号別紙)

まる やま かつ じ
丸 山 勝 治

昭和31年3月5日生(満70歳)

本 籍 長野県伊那市西春近6935番地4

住 所 長野県伊那市西春近6935番地4

最 終 学 歴	昭和54年 3月	日本獣医畜産大学獣医畜産学科卒業
職 歴	昭和54年 4月から 昭和59年 7月まで	株式会社長野中央市場
	昭和59年11月から 昭和60年 3月まで	大信畜産工業株式会社
	昭和61年 2月から 平成 9年 2月まで	伊那食品工業株式会社
	平成 9年 2月から 平成30年 2月まで	伊那食品工業株式会社取締役
	平成30年 2月から 令和 4年 2月まで	伊那食品工業株式会社監査役
公 職 歴	平成28年 4月から 現在	長野県食品衛生推進員
	平成30年 6月から 令和 4年 6月まで	一般社団法人長野県食品衛生協会理事
	令和 4年 5月から 現在	伊那食品衛生協会監査役
	令和 6年 1月から 現在	人権擁護委員(1期目)
備 考	再任(任期 令和9年1月1日から令和11年12月31日まで)	

なか むら のり ひこ
中 村 徳 彦

昭和 3 4 年 9 月 1 5 日生（満 6 6 歳）

本 籍 長野県伊那市長谷中尾 9 8 5 番地

住 所 長野県伊那市長谷中尾 9 8 5 番地

最 終 学 歴	昭和 5 3 年 3 月	長野県高遠高等学校卒業
職 歴	昭和 5 3 年 4 月から 平成 1 8 年 3 月まで	長谷村職員
	平成 1 8 年 3 月から 平成 2 5 年 3 月まで	伊那市職員
	平成 2 5 年 4 月から 平成 2 8 年 3 月まで	伊那市長谷総合支所産業振興課長
	平成 2 8 年 4 月から 平成 2 9 年 3 月まで	伊那市長谷総合支所農林建設課長
	平成 2 9 年 4 月から 平成 3 1 年 3 月まで	伊那市長谷総合支所総務課長
	令和 3 年 4 月から 現在	伊那市会計年度任用職員
公 職 歴	なし	
備 考	新任（任期 令和 9 年 1 月 1 日から令和 1 1 年 1 2 月 3 1 日まで）	

議案第 6 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を別紙のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

伊那市長 吉 田 浩 之

（提案理由）

公の施設の管理を行う指定管理者を指定するため、提案するものであります。

(議案第6号別紙)

屋内運動場

施 設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
美原スポーツセンター	一般財団法人伊那市振興公社	令和8年11月1日から 令和11年3月31日まで

議案第 7 号

令和 7 年度伊那市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度伊那市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

伊那市長 吉 田 浩 之

議案第 8 号

令和 7 年度伊那市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度伊那市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

伊那市長 吉 田 浩 之

議案第 9 号

令和 7 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

伊那市長 吉 田 浩 之

議案第 10 号

令和 7 年度伊那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度伊那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

伊那市長 吉 田 浩 之

議案第 1 1 号

令和 7 年度伊那市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度伊那市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

伊那市長 吉 田 浩 之

議案第 1 2 号

令和 7 年度伊那市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度伊那市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

伊那市長 吉 田 浩 之

議案第 13 号

令和 7 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

伊那市長 吉 田 浩 之

議案第 14 号

令和 7 年度伊那市藤沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度伊那市藤沢財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

伊那市長 吉 田 浩 之

議案第 1 5 号

令和 7 年度伊那市北原財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度伊那市北原財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

伊那市長 吉 田 浩 之

議案第 16 号

令和 7 年度伊那市長藤財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度伊那市長藤財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

伊那市長 吉 田 浩 之

議案第 17 号

令和 7 年度伊那市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度伊那市水道事業会計未処分利益剰余金 177,279,552 円を減債積立金に積み立てることについて、議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度伊那市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

伊那市長 吉 田 浩 之

議案第 18 号

令和 7 年度伊那市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度伊那市下水道事業会計未処分利益剰余金 316,939,944 円を減債積立金に積み立てることについて、議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度伊那市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

伊那市長 吉 田 浩 之

議案第 19 号

令和 7 年度伊那市自動車運送事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度伊那市自動車運送事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

伊那市長 吉 田 浩 之

議案第 20 号

令和 8 年度伊那市一般会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 8 年度伊那市一般会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

伊那市長 吉 田 浩 之

議案第 2 1 号

令和 8 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 8 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

伊那市長 吉 田 浩 之

議案第 22 号

令和 8 年度伊那市介護保険特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 8 年度伊那市介護保険特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

伊那市長 吉 田 浩 之

議案第 23 号

令和 8 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 8 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

伊那市長 吉 田 浩 之